

東日本経友会通信

外国人労災初の6千人超

近年、外国人技能実習制度の認定取り消し事案で多いのが、「労働安全衛生法違反」です。起訴され罰金刑以上が確定すると今いる外国人技能実習生・特定技能外国人を全員転籍または帰国させなければいけません。以後、5年間は外国人技能実習生・特定技能外国人の受入れはできなくなります。

外国人労働者の労災による死傷者数が2024年に初めて6千人を超えたことが11月30日までに、厚生労働省のまとめ分かりました。現在の集計方法となり、3900人台だった19年以降、最多の更新が続き、歯止めがかからない状況です。厚生労働省の担当者は「安全管理についての教育やコミュニケーションが不十分なこと要因とみられる」と分析しております。

厚生労働省によると24年の外国人労働者約230万人のうち、労災による死者と休業4日以上の負傷者

労働安全衛生法の規制

労働安全衛生法は、労働災害を防止し、労働者の安全と健康を守るために、労働災害の防止のための危険防止基準を確立し、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としております。

は6244人でありました。定住者・配偶者2283人、外国人技能実習生1874人、特定技能外国人810人。死者は39人で19年の統計開始以降で最多となりました。

千人当たりの労災発生率は、日本人を含む全体2・35人に対し、外国人だけを見ると2・71人。在留資格別では、外国人技能実習生3・98人、特定技能外国人3・91人が特に高くなっております。

国別では、ベトナム1594人、フィリピン878人、インドネシア757人、ブラジル673人と続きます。業種別では、製造業2979人、建設業1165人の順となりました。

厚生労働省は27年までに千人発生率を全体平均以下とすることや、翻訳された教材や視聴覚教材による労災防止教育を行う事業所を50%以上とすることを目標に掲げております。

労災事故が発生したら

会社側に何らかの落ち度があることが多く、会社の責任がゼロの場合が少ないと思われまます。

捜査機関は会社側の落ち度を強調し、事実を捻じ曲げてしまう可能性もあります。このような事態を防止するために、まずは、取り調べの前に労働災害に精通した弁護士に事前相談しておくことが重要です。

外国人の転入超過 最大

日本に住民票のある外国人の東京圏（東京・神奈川・埼玉・千葉）への転入が増加し、24年は転出した人を1万6千人以上回った。過去最大の転入超過。海外からの流入を含めれば北海道や九州をはじめ全国的に増加しているものの、東京と地方の賃金格差を背景に、若い労働者が高給を求めて移動しているとみられる。働き手として外国人の存在感が高まる中、地方定着に向けた取り組みが課題となる。

27年4月には原則として転職できない外国人技能実習制度がなくなり、外国人の意向で職場の変更がしやすい育成成就労制度が施行される。転居が活発化し東京圏への一極集中が加速する可能性が高い。

24年の1年間に都道府県境を超えて移動した外国人数は、全国では計33万4659人で日本在住の外国人の10・1%に当たる。過半数は20代だ。14年は14万5535人（同7・3%）なので、移動が活発化していることがうかがえる。

転入超過だったのは27都道府県で、最多は東京の87222人、埼玉7720人、神奈川7494人、群馬1816人と続いた。転出超過は20府県で最多は千葉の7430人次いで愛知6684人、福岡4471人だった。

国立社会保障・人口問題研究所の国際関係部長は「働き手となる若者が、地方から都市部へ賃金を理由に移っている」と分析する。深刻な人手不足の中、即戦力人材で転職が認められる「特定技能外国人」制度で受入れが増えていることも要因であると指摘している。